

改 正 案	現 行
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 信用保証協会の監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 法は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けることについて、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。</p> <p><u>信用保証協会には、地域経済や中小企業者等の活性化を第一と考えること及び公的機関としての透明性、公平性等の確保や金融に係わる機関としての健全性の確保に十分に配慮した事業の実施が求められている。</u></p> <p>信用保証協会の監督の目的は、このような制度の趣旨、目的を踏まえ、信用保証協会の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 信用保証協会の監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 法は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けることについて、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。</p> <p>信用保証協会の監督の目的は、このような制度の趣旨、目的を踏まえ、信用保証協会の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。</p> <p>(2) (略)</p>

Ⅲ 認可等に関する事項

Ⅲ－１ 認可・承認事項の審査等

Ⅲ－１－５ 業務方法書変更認可申請の審査事項

信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

(１)～(３) (略)

(４) 業務方法書の変更が、会長・理事長の選任に関するものである場合には、当該者が信用保証協会の業務運営に係る最高責任者であることから、中小企業分野等に関する識見を有し、原則として、常勤である者とする旨の内容となっているか。また、Ⅴ－６「役員を選任及び役員の役割等に関する留意事項」の趣旨も踏まえ、関係地方公共団体関係者から選任される場合は、当該者が複数の候補者からの選定や公募等、透明性の高い手続を経て任命された者から選任が行われるようにしているといった内容となっているか。

Ⅲ 認可等に関する事項

Ⅲ－１ 認可・承認事項の審査等

Ⅲ－１－５ 業務方法書変更認可申請の審査事項

信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。

(１)～(３) (略)

(新規)

#### IV 報告等に関する事項

##### IV-2 信用保証協会台帳及び行政報告

##### IV-2-2 行政報告

地方支分部局長は、関係地方公共団体の長から主務大臣に対し、施行令第6条第2項に基づく報告（同条第1項第2号に係る報告を除く。）があった場合には、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に送付するものとする。

#### V 一般監督に関する事項

##### V-6 役員の選任及び役員の役割等に関する留意事項

信用保証協会の役員による協会運営に対する信頼を確立するためには、役員構成、役員の選任及び役員による業務運営等について適正化が図られることが重要である。他方、信用保証協会の役員は、信用保証協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、信用保証協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、現在、その任命は関係地方公共団体の長によって行われているところである。このような現状を踏まえ、信用保証協会に対しては、役員の任命に際し、

#### IV 報告等に関する事項

##### IV-2 信用保証協会台帳及び行政報告

##### IV-2-2 行政報告

地方支分部局長は、関係地方公共団体の長から主務大臣に対し、施行令第4条第2項に基づく報告（同条第1項第2号に係る報告を除く。）があった場合には、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に送付するものとする。

#### V 一般監督に関する事項

##### V-6 役員の選任等に関する留意事項

（新規）

役員構成及び役員選任が適正なものとなるよう、関係地方公共団体その他の関係者に対して申し入れを行うなど、適切な対応を行うよう指導するものとする。

#### V-6-1 役員構成

役員構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、また、信用保証協会の客観的かつ公正な業務運営を確保するため、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等、その構成については全体のバランスが重要であることにかんがみ、特定の分野や出身母体に偏ることなく、出来る限りその多様化が図られているか。

#### V-6-2 関係地方公共団体関係者の役員選任及び透明化

- ① 信用保証協会における関係地方公共団体関係の理事については、任命権者の説明責任を踏まえつつ、原則として、公募や複数の候補者からの選定等の透明性の高い手続が経られたものとして選任が行われるようにしているか。
- ② 信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が関係地方公共団体の長に委任されており、日常監督は関係地方公共団体の長が行っていることから、信用保証協会代表者（代表権を有する者すべて）は現職関係地方公共団体職員（特別職を含む。）以外から選任されているか。

#### V-6-1 役員構成

役員構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、また、信用保証協会の客観的かつ公正な業務運営を確保するため、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等、その構成については全体のバランスが重要であることにかんがみ、特定の分野や出身母体に偏ることなく、出来る限りその多様化を図るよう指導するものとする。

#### V-6-2 都道府県関係者の役員選任

協会の役員は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命は関係地方公共団体の長によって行われているところであるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が関係地方公共団体の長に委任されており、日常監督は関係地方公共団体の長が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者すべて）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるよう指導するものとする。

③ V-6-1における留意点を踏まえ、役員構成について、特定の分野や出身母体に偏ることなく、出来る限りその多様化を図るべきであることから、関係地方公共団体関係者からの役員選任数は必要最小限にとどめられ、特に、常勤役員については関係地方公共団体関係者からの選任者を半数以内にとどめられているか。

### V-6-3 会長・理事長の常勤化

会長・理事長職は信用保証協会の業務運営に係る最高責任者であることから、十分な指導監督が可能となるよう常勤化されているか。

特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者からの選任者を半数以内かつ必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

### V-6-3 会長、理事長及び監事の常勤化

会長、理事長職は協会の業務運営に係る最高責任者であることから、十分な指導監督が可能となるよう常勤化について指導するものとする。

また、監事についても、協会の業務運営の適正化を図る上で重要な役職であることから、その常勤化について指導するものとし、その際には、監事の業務が財産の状況の監査のみならず、理事の業務の執行状況等についても監査を行う必要があり、また、問題があった場合には主務省に報告する義務があることにかんがみ、そのための知見を有する者であって、かつ、出来る限り、都道府県、金融機関又は利害関係者以外の者からの選任に努めるよう指導するものとする。

#### V-6-4 金融機関出身者の理事就任等

金融機関出身者の理事就任に当たっては、信用保証協会の客観的かつ公正な業務運営を確保するため、V-6-1における留意点を踏まえ、特定の分野や出身母体に偏ることがないように理事の構成の多様化等に留意し、地域中小企業者等の不信感を招かないものとなっているか。一方で、リスク管理を適切に行えるように、利害関係のない金融の専門家が理事に加わっていることが望ましい。

#### V-6-5 理事会の運営

理事会は信用保証協会の重要事項を審議・決定する機関であることから、各理事が、多様な意見の反映や意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に理事会に参加することが重要である。

このような観点から、特に、非常勤理事は積極的に理事会に参加しているか。

また、理事会において、地域経済や中小企業の活性化等に向けた中小企業者等に対する金融の円滑化の観点から、信用保証協会における保証審査や経営支援のあり方、金融機関における適切な保証利用のあり方等について議論し、金融機関に対する働きかけ等も含め、必要な対応を行うよう指導するものとする。

#### V-6-4 金融機関出身者の役員就任等

金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の客観的かつ公正な業務運営を確保するため、そのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。

(新規)

V-6-6 理事会等の重要会議の審議記録の作成、保存

(新規)

信用保証協会の公共性に鑑み、重要事項等の決定プロセスが適切なものであるかについて事後的に検証が可能となるように、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。

- ① 理事会等（常勤役員会、幹部会等重要会議を含む。）は、理事等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。  
例えば、理事会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じ理事等の指示や決裁書類を記録し保存及び管理しているか。
- ② 議事録は、原資料と併せて、理事会等に報告された内容や、理事会等の承認・決定の内容（理事会等の議論の経過及び議論の内容を含む。）等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。
- ③ 監事が理事会等の議事録その他理事等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。

V-6-7 監事の常勤化及び選任

(新規)

- ① 監事は、信用保証協会の業務運営の適正化を図る上で重

要な役職であり、その業務が財産の状況の監査のみならず、理事の業務の執行状況等についても監査を行う必要があることや、問題があった場合には主務省に報告する義務があることにかんがみ、そのための知見を有する者が選任され、適切な監査が可能となるよう常勤化されているか。

② 利害関係者からの監事の選任にあたっては、適正な監査業務の遂行について、地域中小企業者等から不信感を招かないよう留意する必要がある。

特に、金融機関が経由保証の当事者であることにかんがみ、利害関係のある金融機関関係者からの選任が行われていないか。

また、関係地方公共団体や信用保証協会出身者等のその他の利害関係者については、常勤監事に選任されないことが望ましい。但し、やむを得ない事情があるとして、これらの者から常勤監事を選任する場合は、適切な監査業務の遂行を確保するために、V-6-8(2)の取組みを行っているか。

#### V-6-8 監事及び監事会の役割

(1) 監事の役割の重要性にかんがみ、監事の機能については、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。

① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されてい

(新規)

るか。

- ② 監事は、独立の機関として理事の業務執行を監査することにより、信用保証協会の健全な業務の遂行を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監事は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか（例えば、監事監査を補佐する者を確保できる体制となっていること等）。
- ④ 常勤監事は、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、理事の業務の執行状況等を日常的に監視・検証しているか（例えば、監事監査の実施のほか、重要会議への出席等を適切に行っているか。）。
- ⑤ 常勤監事は、監事会の開催や各々の非常勤監事への訪問等により、常勤監事の実施した監査の結果等の非常勤監事との情報共有を行っているか。また、非常勤監事からの助言も含め、監査の概要を書面により残すよう努めているか。

（２）関係地方公共団体や信用保証協会出身者等の利害関係者（金融機関関係者を除く。）から常勤監事が選任される場合は、監事の機能について、上記（１）に加え、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。

- ① 年複数回の監事会を開催し、監事会において、常勤監事が実施した監査の結果等を非常勤監事に報告し情報を共有するとともに、非常勤監事は、常勤監事が実施した監査の結果等の報告に対して、積極的に助言等を行っているか。  
また、監事会の議事録を上記V-6-6に準じた内容で作成しているか。
- ② 非常勤監事に監査の専門家を入れた監査体制としているか。